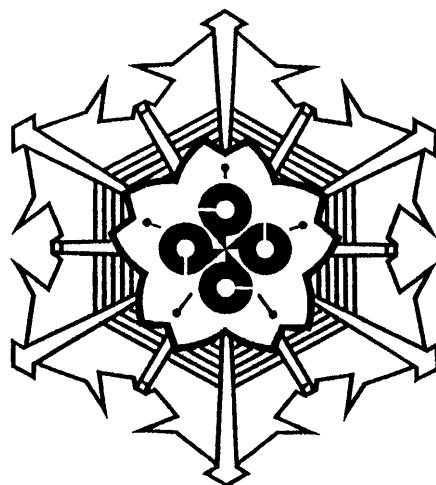


平成 29 年度

教 育 訓 練 実 施 計 画



島根県消防学校

目 次

平成29年度教育訓練実施計画

第1 教育訓練の特色	1
第2 教育訓練の基本方針	1
第3 消防職員教育訓練の種別	1
第4 消防団員教育訓練の種別	4
第5 その他教育訓練の種別	5

入校手続き

第1 入校申し込み	6
第2 入校申し込みの時期	6
第3 入校決定	6
第4 入校受付	6
第5 入校中経費の納入	6
第6 入校者の携行教材等	6

平成29年度教育訓練実施計画

この計画は、島根県消防学校校則（昭和44年4月15日島根県訓令第4号）第3条の規定に基づき、島根県消防学校において実施する平成29年度の教育訓練実施計画について定めるものである。

第1 教育訓練の特色

平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、局地的な豪雨、豪雪及び台風等各地で頻発する自然災害に留まらず、平成28年の熊本及び鳥取県中部地震、更には、新潟県糸魚川市大規模火災等にみられるように、消防を取り巻く環境は大きく変化し、対応すべき事象は大規模化、複雑多様化し、組織的・広域的災害対応体制の充実・連携などが望まれ、緊急消防援助隊の増強や消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されるなど、より具体的かつ現実的な地域の安全・安心が求められている。

一方では、団塊世代の消防職員の大量退職に伴う職員の若返り、消防団員の減少及び技術等の円滑な継承が課題となるだけでなく、社会構造の変化に伴い違反防火対象物の公表が進むなど、火災予防行政への取組み方など新たなニーズへの対応が求められている。

こうした情勢を踏まえ、今年度から消防職員については、専科教育の警防科及び特殊災害科を合わせ警防科とし、予防査察科及び危険物科を合わせ予防科として毎年実施することとした。

消防団員教育については、初級幹部科及び分団指揮課程を消防学校及び県西部等で実施することにより教育の一層の充実を図る。

第2 教育訓練の基本方針

- 1 消防のあり方とその任務・責務及び基本理念を正しく認識させる。
- 2 全寮制を原則とし、任務遂行に必要な気力・体力の練成、人格の向上、規律及び協同精神の養成を図る。
- 3 職責等を自覚させ、必要な知識・技術を段階的に修得させる。
- 4 複雑、多様化する災害等に迅速、的確に対応できるよう、教育内容・技法のより一層の専門化・高度化に努める。

第3 消防職員教育訓練の種別

1 初任総合教育（全寮制）

主として新規採用の消防職員を対象に、職務に取組む意識と姿勢を認識させると共に、消防活動に必要な気力・体力の練成を図り、基礎的な知識・技術を修得させ、基礎業務能力を養成する。
また、救急隊員としての専門的な知識及び技術を修得させ、資格を取得させる。

【到達目標】

- ア 服務義務を理解し、職務意欲が旺盛で、住民の信頼を得られる言動がとれること。
- イ 警防隊員として、基本的な安全管理について理解し、自らの安全を確保し、災害現場では隊長の下命に基づく基本的な活動ができること。
- ウ 消防業務全般について概要を理解し、住民からの一般的な質問に応答できること。

- エ 危険物取扱者(乙4類)、第三級陸上特殊無線技士及び玉掛け技能を取得すること。
- オ 救急業務及び救急医学に関する基本的な知識を有すること。
- カ 応急処置に必要な解剖生理及び各科の病態生理の理解、観察及び判断に基づいた応急処置技術が十分に発揮できること。
- キ 救急資器材の取扱い及び管理に関して精通し、救急救命士の行う特定行為の補助ができること。

2 専科教育

(1) 救助科（全寮制）

主として新たに救助を担当する消防職員を対象として、救助業務に取り組む意識と姿勢を認識させ、安全かつ専門的な知識及び技術の修得を図る。

【到達目標】

- ア 厳しい環境下において救助活動を遂行し得る旺盛な士気及び強健な身体を有すること。
- イ 業務遂行に必要な専門知識・技術を有し、的確な判断・応用力を備え、有効な救助活動が行えること。
- ウ 救助活動及び訓練において、自らはもとより、連携して組織的に安全を確保すること。

(2) 予防科（全寮制）

主として新たに予防業務に携わる消防職員を対象として、予防査察業務及び危険物規制業務に取り組む意識と姿勢を認識させると共に、専門的な知識及び技術を修得させ、業務遂行能力の向上を図る。

【到達目標】

- ア 査察行政及び危険物行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行すること。
- イ 防火管理制度、建築規制、危険物規制及び消防用設備等に係る専門知識を豊富に有し、査察要領全般を修得すること。
- ウ 危険物化学、指定可燃物及び液化石油ガス等について、災害対策上必要な専門知識を修得すること。
- エ 違反処理に係る専門的知識を修得し、違反対象物に対し是正・指導ができること。

(3) 警防科（全寮制）

主として新たに警防業務に携わる消防職員を対象として、特殊災害も含む警防業務全般に取り組む意識と姿勢を認識させるとともに、専門的な知識及び技術を修得させ、業務遂行能力の向上を図る。

【到達目標】

- ア 警防行政の現状及び課題を理解すること。
- イ 消防・防災関係法令に関する専門知識及び災害対策に関する最新の知識を豊富に有すること。
- ウ 各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場において、隊を指揮・統制し、安全かつ効果的・組織的な消防活動及び適切な活動報告ができること。
- エ 災害実態不明な対応を含め、初動対応を重視した実態把握から災害実態に応じた消防活動要領手順を理解すること。
- オ 安全、適切かつ効果的な消防活動の実践に必要な化学物質等に関する専門知識を有すること。
- カ 心身の健康管理に積極的に取り組むこと。

3 幹部教育

初級幹部科（全寮制）

主として新たに消防司令補（初級幹部にあたる消防士長を含む）となった消防職員を対象として、職務に取り組む意識と姿勢を認識させると共に、必要な知識及び技術を修得させ、組織運営能力の向上を図る。

【到達目標】

- ア 初級幹部としての職責を自覚すること。
- イ 住民のニーズと社会情勢の変化を的確に捉え、上司を補佐し、職務意欲旺盛な部下を指導育成できること。
- ウ 隊員を掌握・指導し、自隊の安全を確保、的確な下命ができること。
- エ 組織的な消防活動を理解し、隊を統制・活動し、報告することができること。

4 特別教育

（1）幹部特別〔研修教官研修〕（全寮制）

今後所属職員の指導に当たる者を対象に、初任総合教育訓練生等を指導する中で自身の教育技法を確立させると共に、職場の指導者としての指導技術等を養成する。

【到達目標】

- ア 人材育成の重要性と責任を重く受けとめ、後輩の模範となるよう消防人としての品格を備えること。
- イ 実科訓練等において積極的に展示及び指導が行える技術・技能を有し、指導者としての役割を發揮できること。

（2）予防特別〔違反是正研修〕（通学制）

違反是正推進に携わる者を対象に、火災予防行政における違反処理能力の向上を図る。

【到達目標】

消防法令の違反是正に係る専門的知識を修得し、違反対象物に対し是正、指導ができること。

（3）警防特別〔消防団指導者研修〕（全寮制）

今後消防団の指導に当たる者を対象に、地域減災に必要な、実践的な知識、技能及び連携を図れる指導者を養成する。

【到達目標】

- ア 地域の実態を確認し、減災に必要な実践的指導・連携ができること。
- イ 安全確保要領を実践的に指導できること。

（4）第三級陸上特殊無線技士講習（通学制）

第三級陸上特殊無線技士の資格を有しない消防職員を対象とし、資格取得のための講習を行う。

5 その他教育

（1）救急特別〔処置拡大研修〕（全寮制） 島根県MC協議会主催

救急救命士を対象に、処置拡大に伴う専門的な知識・技能の修得に努めさせる。

（2）消防操法審査員講習会（通学制）島根県消防協会主催

平成29年度県消防操法大会の審査員を対象として、審査に必要な知識・技術を修得させる。

※ 各教育の実施時期及び教育内容については、別表第1・2を参照のこと。

第4 消防団員教育訓練の種別

1 幹部教育

(1) 初級幹部科

(通学制とし、東部にあっては消防学校、西部にあっては県西部消防本部管内にて実施)

主として班長の階級にある消防団員を対象として、消防団活動に取り組む意識と姿勢を職責に応じて自覚させると共に、消防団活動に必要な規律・知識・技術を修得させ、地域防災の担い手としての資質の向上を図る。

【到達目標】

ア 消防団初級幹部としての職責を自覚していること。

イ 消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理要領を理解し、現場活動で実践できること。

ウ 地域住民に対して防災指導が行えること。

(2) 指揮幹部科

主として部長、副団長又は分団長の階級にある者を対象として、大規模災害時における指揮者としての職責を自覚し、指揮能力の向上を図るため、「現場指揮課程」及び「分団指揮課程」を設ける。

① 現場指揮課程（全寮制）

部長又は部長と同等の実務経験を有する者を対象とする。

【到達目標】

ア 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有していること。

イ 大規模災害時の現場指揮者として、火災防ぎよ、水害活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有すること。

ウ 地域の実情を踏まえ、自主防災組織等に対して防災指導を行えること。

② 分団指揮課程（通学制）

(通学制とし、東部にあっては消防学校、西部にあっては県西部消防本部管内にて実施)

分団長、副分団長を対象とする。

【到達目標】

ア 分団本部等における指揮を行う指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。

イ 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の有り方を深く理解していること。

2 消防団員指導員研修（全寮制、島根県消防協会からの受託事業）

島根県消防協会が募集する消防団員を対象として、指導員としての知識・技術を修得させる。

※ 各教育の実施時期及び教育内容については、別表第1・2を参照のこと。

第5 その他教育訓練の種別

自衛消防隊員研修（通学制）

主として企業内の自衛消防隊を対象として、自衛消防活動に取り組む意識と姿勢を自覚させると共に、実践的な防災・防火活動を行う上で必要な知識・技術を修得させ、企業内だけに留まらず地域防災の担い手としての資質の向上を図る。

【到達目標】

- ア 自衛消防隊の任務を自覚し、企業内・地域特性を理解し、必要な防災・防火活動に取り組む核となれること。
- イ 自衛消防隊員として自らの安全を確保し、連携して災害防除・軽減に努められること。

※ 各教育の実施時期及び教育内容については、別表第1. 2を参照のこと。

入校手続き

第1 入校申込み

任命権者は、入校申請書「様式1」を提出する。

入校者は、車両乗入申請書「様式3」を提出する。(通学教育は除く)

各消防本部は、支給被服サイズ調査が必要な教育にあっては「様式4」を提出する。

第2 入校申込みの時期

入校日の40日前までに消防学校へ提出する。

但し、消防職員初任総合教育、消防団員教育(団員指導員研修を除く)及び自衛消防隊員研修にあっては、30日前までとする。

第3 入校決定

入校日の20日前までに決定し、入校決定通知書を任命権者に送付する。

第4 入校受付

日時については、入校決定通知書に記載する。

第5 入校中経費の納入

入校中経費（教材費、施設利用・視察経費、福利厚生費、寝具費、運営事務費）は、島根県消防学校教育管理協会からの請求に基づき納入する。

第6 入校者の携行教材等

別表第3「携行教材等一覧表」のとおりとする。